

## 旧上野方小学校解体工事 注意事項

- ・ 本工事は、旧上野方小学校の校舎とプール等の解体工事です。以下の項目について特に注意し工事を進めてください。

### <一般事項>

- ・ 本工事の工期は、令和5年1月31日までです。
- ・ 下請負金額の総額が4,000万円以上の場合は、**特定建設業許可**が必要です。  
校舎（前館）煙突内の断熱材に石綿含有建材が使用されている可能性があるなど、増額変更する可能性もありますので、下請負金額の総額の想定は、余裕を持っても行い応札してください。  
また、工事中に下請負金額の総額が4,000万円を超えた場合は、**主任技術者を監理技術者に変更する必要があります。**
- ・ 各機関と市等へは、協議を十分行い、適切な時期に必要な書類を提出し、工事が遅延しないよう進めてください。

### <工事中の制限等について>

- ・ 工事中も、体育館とグラウンドを使用しますので、常に体育館への通路を確保し、安全上必要な対策を行いながら工事を行ってください。
- ・ 体育館には、校舎への給水管を通じて給水しておりますので、校舎周りの給水管を解体する前に、体育館への給水管を敷設してください。
- ・ 体育館への配電については、別工事で北側県道から配電する予定です。
- ・ **令和4年9月27日に、野方保育園の運動会が体育館で開催される予定ですので、駐車場を15台確保し、工事範囲内全体で、安全上必要な対策をとってください。**
- ・ プール内の水は、数年以上溜まったままで、藻等が繁茂し状態が悪いので、公共下水道に排水してください。その際の下水道使用料の支払いは不要です。  
なお、下水道管理者から、藻やゴミ等が流れ込まないようにすること、下水道管の管径の管径で一度に流せる量に制限することが求められていますので、協議後実施してください。
- ・ その他、地域等から要望を受けた場合は、市に報告してください。  
可能な限り受けることになります。

### <週休2日試行対象工事について>

- ・ **本工事は、週休2日試行対象工事です。**  
週休2日の普及・実現に向けた試行対象工事であり、週休2日（4週8休以上）の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成しています。  
受注者は、希望すれば週休2日の試行を実施し、希望しなければ減額変更した上で従来どおり工事施工することになります。  
週休2日を希望した受注者が4週8休に満たない場合は、現場閉所状況に応じて、経費に補正係数を乗じて減額変更を行います。

詳細は、「魚津市週休2日工事試行要領（令和3年10月）」によるものとし、魚津市ホームページの『「週休2日工事」の試行について』から入手できます。

#### <石綿含有建材について>

- ・ 各省庁等の規制に従い除去を進めてください。
- ・ この施設は、工事発注者として、専門家によるアスベスト含有建材の調査を実施しておりますので、その結果を提示いたします。内容を理解し、工事を実施してください。
- ・ この施設には、石綿含有建材が使われているため、**体育館等の利用者や近隣住民だけでなく、工事従事者も被災しないように、石綿作業主任者の資格を有する者または同等以上の知識を有する者が、主任技術者を務めてください。**
- ・ アスベスト含有建材処分に関する施工計画書を提出し、市担当者と施工方法等を協議し、必要に応じて関係機関へ届出を行ってから、作業を実施してください。
- ・ 工事開始前に、工事受注者としての石綿の有無の調査を実施し、その結果を報告してください。
- ・ 除去作業後、取り残しがないことを確認し、市担当者の確認を受けてください。
- ・ 校舎前館の煙突内部に使用されている材料は、石綿が含有している可能性があるため、早期に専門家による定性分析を実施し、結果を報告してください。  
石綿含有建材が使用されていた場合は、本工事で除去することになりますので、変更協議を行うこととします。

#### <校舎（後館）の杭について>

- ・ 校舎（後館）は、既成コンクリート杭が使用されていますが、周辺地盤の弱体化を防ぐために、本工事は基礎フーチングまで解体し、杭は地中に残すこととします。
- ・ 今後の敷地活用時に必要になりますので、残した杭の位置と杭頭の高さを資料にまとめ提出して下さい。

#### <ケーブルテレビ光回線等の工事について>

- ・ 本工事で、校舎から県道の電柱までのケーブルテレビ光回線撤去と、体育館で使用しているwifiの光ケーブル移設を行います。施工前に、新川インフォメーションセンターと協議し、適切に作業を行ってください。

#### <その他>

- ・ 校舎に設置されている校章と学校名が記載されている銘板は、市担当者に渡してください。
- ・ 設計に計上されていることだけでなく、安全上必要なことがあれば、必要に応じて実施してください。
- ・ 近隣住民や関係者の迷惑になるようなことは行わないように注意し、苦情等を受けた場合は、市に報告するとともに、工事受注者で解決してください。
- ・ 解体工事では、振動や騒音、粉塵が必ず発生しますが、可能な限り振動や騒音、粉塵の発生量を抑制するよう工夫しながら作業を進めてください。

- 建設副産物実態調査を実施していますので、**コブリスの登録**をしてください。  
マニフェストの写しは、提出不要ですが、内容は精査しますので、集計表を作成したうえで、マニフェストを貸与してください。  
アスベスト含有建材は、E票の写しと集計表を提出してください。
- 施工状況など工事写真は確実に撮影してください。
- 工事写真は「工事写真の撮り方」（建築編）最新版に従って撮影してください。
- 工事中電源及び水等は利用できません。
- 工事の一部を下請業者に発注する場合は、できる限り市内業者へ発注してください。
- 下請業者に発注する場合は、適正な価格及び期間内にて代金を支払ってください。
- 資材や機械の購入等についても、できる限り市内業者を選定してください。
- 市との協議において回答は、工事受注者を待たせないよう努力します。  
（ワンデーレスポンスの実施）
- 敷地内は禁煙です。下請負業者にも遵守するよう指導願います。
- 段階確認検査は、最低6回行います。
  - ① 仮囲いと工事看板、石綿除去工事の看板等の設置状況
  - ② アスベスト含有建材撤去後の確認（部位ごとに確認）
  - ③ 内装材等の撤去後の状態確認
  - ④ コンクリートガラの中間処分場への搬入状況
  - ⑤ 基礎躯体の撤去の確認、外部工作物と樹木の撤去後の状況
  - ⑥ 整地後（山砂搬入前）
- 施設担当者及び担当監督員との連絡、相談は密におこなってください。
- その他必要時には監督員と連絡を取り合って工事の完成に全力で取り組んでください。

## 新型コロナウイルス感染症の感染防止措置について

新型コロナウイルス感染症に関しては、富山県内においては落ち着きを取り戻しつつあるものの、感染に対する危険性がなくなった訳ではありません。工事現場においては引き続き「同感染症対策の基本的対処方針」を徹底するよう求められており、関係者の健康を守るためにも当然継続して遵守していく必要があります。万が一にも感染があった場合には健康に大きな影響を与えてしまいますので、現場作業員に対してはもちろんのことですが、近隣の方々の不安が少しでも解消されるように感染防止に関しては以下に示す措置を遵守しながら万全の対策を講じ、加えて作業員の意識の徹底を図るようお願いいたします。

### < 感染防止措置 >

- ・工事範囲を十分に確保し、この範囲は立入禁止表示により区画すること。
- ・「密閉、密集、密接」の3密を避けるよう作業間の日程調整を図ること。
- ・作業員の朝礼時の体温測定を徹底すること。
- ・作業員のマスク着用を徹底すること。
- ・消毒液を設置しその使用を励行すること。
- ・担当者等との打合せはなるべく対面を避けること。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む）及び濃厚接触者があることが判明した場合の連絡体制の構築を図っておくこと。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連して、技術者等が確保できない、資機材等が調達できない場合にはその協議に応じますので速やかに申し出るようお願いいたします。